令和７年第１回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示 …… 1
○応招・不応招議員 …… 2

第１日　１月２１日（火曜日）
○議事日程 …… 3
○本日の会議に付した事件 …… 3
○出席議員 …… 3
○欠席議員 …… 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… 3
○職務のため出席した者の職氏名 …… 4
開　　会　（午後　１時３０分） …… 5
○開会の宣告 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○会議録署名議員の指名 …… 5
○会期の決定 …… 5
○議案第１号　板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について …… 6
○議案第２号　町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について …… 6
○議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について …… 6
○議案第４号　令和６年度板倉町一般会計補正予算（第７号）について …… 7
○議案第５号　令和６年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について …… １７
○議案第６号　令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第３号）について …… １７
○町長挨拶 …… １９
○閉会の宣告 …… １９
閉　　会　（午後　２時２６分） …… １９

板倉町告示第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条及び第１０２条の規定により、令和７年第１回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和７年１月１７日

板倉町長　　小 野 田　　富　　康

１．期　　日　　令和７年１月２１日（火）
２．場　　所　　板倉町役場　議場
３．付議事件　　（１）板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
（２）町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について
（３）議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
（４）令和６年度板倉町一般会計補正予算（第７号）について
（５）令和６年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
（６）令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１２名）

１番	永	田	亮	議員		２番	須	藤	稔	議員
３番	藪	之	本	佳	奈	子	議員	４番	尾	澤	将	樹	議員
５番	青	木	文	雄	議員	６番	森	田	義	昭	議員
７番	亀	井	伝	吉	議員	８番	荒	井	英	世	議員
９番	延	山	宗	一	議員	１０番	市	川	初	江	議員
１１番	青	木	秀	夫	議員	１２番	小	林	武	雄	議員

○不応招議員（なし）

１　月　臨　時　町　議　会

（第　１　日）

令和７年第１回板倉町議会臨時会

議事日程（第１号）

令和７年１月２１日（火）午後１時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議案第１号　板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第２号　町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第４号　令和６年度板倉町一般会計補正予算（第７号）について
日程第　７　議案第５号　令和６年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第　８　議案第６号　令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

本日の会議に付した事件
　議事日程のとおり

○出席議員（１２名）

１番	永田　亮	議員		２番	須藤　稔	議員
３番	藪之本　佳奈子	議員		４番	尾澤　将樹	議員
５番	青木　文雄	議員		６番	森田　義昭	議員
７番	亀井　伝吉	議員		８番	荒井　英世	議員
９番	延山　宗一	議員		１０番	市川　初江	議員
１１番	青木　秀夫	議員		１２番	小林　武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田　富康	町長
赤坂　文弘	教育長
伊藤　良昭	総務課長
橋本　貴弘	企画財政課長
栗原　正明	税務課長
寺﨑　弘光	環境下水道係長

新　井　　智	福祉課長
玉　水　美由紀	健康介護課長
福　知　光　徳	産業振興課長
塩　田　修　一	都市建設課長
石　川　由利子	会計管理者
小野寺　雅　明	教育委員会事務局長
福　知　光　徳	農業委員会事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻　野　剛　史	事務局長
小野田　裕　之	庶務議事係長
本　田　明　子	行政庶務係長兼議会事務局書記

開　会　　（午後　１時３０分）

○開会の宣告

○小林武雄議長　ただいまから告示第２号をもって招集されました令和７年第１回板倉町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長　ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に付議される案件は、条例の一部改正議案３件、補正予算議案３件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

９番　　延　山　宗　一　議員

１０番　　市　川　初　江　議員

を指名いたします。

○会期の決定

○小林武雄議長　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、本日１月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

［延山宗一議会運営委員長登壇］

○延山宗一議会運営委員長　それでは、議会運営委員会で決定いたしました今臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、本日１月21日に議会運営委員会で協議した結果、会期は本日１日と決定いたしました。議事日程につきましては、今臨時会に上程された議案第１号から議案第６号について、提案者から提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定し、全日程を終了することに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長　お諮りいたします。

今臨時会の会期については、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　異議なしと認め、今臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日１日と決定いたしました。

○議案第１号　板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議案第２号　町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

○議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長　日程第３、議案第１号　板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第５、議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

［小野田富康町長登壇］

○小野田富康町長　議案第１号から議案第３号までの３件は、関連がございますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第１号　板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。議案第１号につきましては、令和６年８月８日付の人事院勧告及び令和６年10月９日付の群馬県人事委員会勧告に鑑み、本町におきましても一般職の常勤職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数と会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、１つ目に給料表の給料月額を平均3.41％引き上げるもの、２つ目に一般職員の12月期の期末勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるもの、再任用職員にあっては0.05月分引き上げるもの、３つ目に会計年度任用職員の給料表及び12月期の期末手当の支給月数を一般職員に準じて引き上げるものです。

次に、議案第２号　町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第３号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。議案第２号及び議案第３号につきましては、さきにご説明いたしました議案第１号と同様の改正理由により、町長、副町長及び教育長並びに議会議員の12月期の期末手当の支給月数を、一般職員に準じて0.1月分引き上げるものです。

以上、議案第１号から議案第３号までを一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。改めて担当課長からの説明は予定しておりません。お願いします。

○小林武雄議長　説明が終わりました。

初めに、議案第１号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　討論を終結いたします。

これより議案第１号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

［起立全員］

○小林武雄議長　起立全員であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　討論を終結いたします。

これより議案第２号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

［起立全員］

○小林武雄議長　起立全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　討論を終結いたします。

これより議案第３号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

［起立全員］

○小林武雄議長　起立全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議案第４号　令和６年度板倉町一般会計補正予算（第７号）について

○小林武雄議長　日程第６、議案第４号　令和６年度板倉町一般会計補正予算（第７号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

［小野田富康町長登壇］

○小野田富康町長　議案第４号　令和６年度板倉町一般会計補正予算（第７号）について。本補正予算につ

きましては、第７回目の補正予算でありまして、国の令和６年度補正予算成立による物価高騰対策各種事業及び小学校体育館空調設備整備事業の予算化、人事院勧告に準じた人件費予算の増並びにふるさと納税の増加による予算増であります。いずれも12月定例議会時には国の状況等が確定しておらず、また３月定例議会の補正では対応が遅れることから、今回補正予算としたものです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億5,096万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億7,955万7,000円とするものです。

歳入につきましては、地方交付税に9,621万3,000円、国庫支出金に１億1,537万1,000円、県支出金に７万8,000円、寄附金に3,000万円、町債に１億930万円をそれぞれ追加するものです。

歳出につきましては、議会費に55万円、総務費に１億7,601万1,000円、民生費に1,631万6,000円、衛生費に98万円、農林水産業費に75万円、土木費に189万円、教育費に１億5,446万5,000円をそれぞれ追加するものです。

物価高騰対策各種事業等につきましては、申請等に一定の期間を設ける必要があるなど、翌年度の支出となるものもあるため、４ページ第２表のとおり、明許繰越しをしております。

また、５ページ第３表のとおり、令和７年度当初から行う事業につきましては、債務負担行為の補正を行うものです。

さらに、小学校体育館空調設備整備事業につきましては、国庫補助金のほか地方債の活用が可能なため、６ページ第４表のとおり、地方債の補正を行い、併せて地方債調書も変更するものです。

以上、ご説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　それでは、議案第４号　令和６年度板倉町一般会計補正予算（第７号）につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

１ページから６ページまでにおきましては、町長の提案理由のとおりでございますけれども、細かい部分について、４ページをまず御覧いただきたいと思います。第２表の繰越明許費補正でございます。追加の部分ですけれども、２款１項総務管理費で物価高騰対策板倉町商工会商品券交付事業で4,306万2,000円、同じく物価高騰対策給付金給付事業で、非課税世帯に対するもので4,623万9,000円、また同じく物価高騰対策給付金給付事業の中のこども加算分で239万9,000円、この３点につきましては、先ほどの全協のほうで説明した部分になります。これは、令和６年12月17日に国の補正予算が成立したことに伴いまして今回の補正に計上しまして、基本的には来年のほうに繰り越すものというような内容になります。

一番下の部分ですけれども、10款教育費の２項小学校費です。小学校体育館の空調設備整備事業で１億3,530万円の部分についてなのですけれども、これにつきましては町長の公約にもありますけれども、西小と東小の体育館にガスを利用したエアコンを導入する事業になります。これについても６年度からのものを補正しまして、７年度に繰越しをするというような内容になっております。

続いて、５ページをお願いします。第３表、債務負担行為補正でございます。これにつきましては、１つ目が住基ネットの機器更改賃貸借料ということで、期間が令和７年度から12年度までということでございま

す。これは５年間分の期間になります。限度額といたしまして1,254万円、１年間で割り返しますと、年間250万8,000円ということになります。

それと、もう一つが法改正に伴う戸籍振り仮名通知書の作成業務委託料ということで、これは来年度事業になるわけなのですけれども、270万円ということで、合計で1,524万円の部分が債務負担行為ということになります。これの理由としましては、令和７年度の当初の事業開始に向けまして、６年度中に契約を行うというようなもので債務負担行為をしたものでございます。

続いて、６ページを御覧いただきたいと思います。第４表、地方債補正でございます。先ほどの小学校の体育館空調関係についての地方債になります。まず、起債の目的ですけれども、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ということで１億930万円の地方債を借りる予定になっております。この後説明は入ると思うのですけれども、小学校体育館自体の整備費の事業費が約１億3,530万円、歳入で国庫補助金が2,500万円ほどありますので、その差額分を一応地方債で借りられるというような内容で100％分が計上されておるところでございます。

続いて、７ページに行きたいわけなのですけれども、議員さんの机の上に歳入歳出予算補正事項別明細書というのが両面で一枚紙になっている部分があると思うのですけれども、本来この補正予算の議案書の中に、ここに入らなくてはいけなかったわけなのですけれども、ちょっとこちらのミスで抜けてしまいましたので、ここの部分はそこに差し込んでいただくということでご了解をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。この１枚分のものにつきましては、事項別明細書になっておりますので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。もっと細かい部分については、７ページのほうから説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、７ページを御覧いただきたいと思います。歳入についてご説明をいたしたいと思います。11款１項１目地方交付税で、普通交付税9,621万3,000円の追加となります。これについては、国からの12月分の追加交付ということで追加をするものでございます。

続いて、15款２項１目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で8,923万3,000円の追加になります。これは、先ほどの繰越明許のほうで説明させていただいた３つの事業、商工会商品券、それと非課税世帯への分、それとこども加算分の関連する補助金の合計となっているものでございます。

その下、２目民生費国庫補助金で地域生活支援事業補助金15万6,000円の追加、これにつきましては役場職員も人事院勧告でいろいろ給料等上がっているわけなのですけれども、この部分については地域活動支援センターの方についての人件費に伴う国庫分の増額でございます。

続いて、６目教育費国庫補助金、空調設備整備臨時特例交付金ということで2,598万2,000円の追加になります。これは、小学校の体育館空調設備整備に伴う国庫補助金の分でございます。

続いて、16款２項２目民生費県補助金でございます。先ほど地域生活支援事業補助金が国の分があったわけですけれども、ここの部分については県分の補助金ということで７万8,000円の追加になっておるところでございます。

８ページを御覧いただきたいと思います。18款１項１目の一般寄附金、それと２目の指定寄附金なのですけれども、合わせまして合計で3,000万円の増額となっております。これについては、板倉町のふるさと納税分の寄附金が随分上がってきた部分があって、3,000万円の追加というようなことでございます。

22款１項４目教育債ということで、先ほども地方債のほうで説明させていただいたわけなのですけれども、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ということで、小学校の体育館の関係で１億930万円分を追加するものでございます。

歳入合計といたしまして、３億5,096万2,000円を追加しまして68億7,955万7,000円とするものでございます。

続いて、９ページを御覧いただきたいと思います。次は歳出についてご説明をいたしたいと思います。１款１項１目議会費の中で、１つ目の丸で職員人件費２人分、それと次の下の議会会計年度任用職員経費ということで入っているわけなのですけれども、今回の補正については、ほぼほぼこの人件費の増の部分が多いので、この人件費については一括で説明させていただいて、以下のページについては省略をさせていただきたいと思います。先ほどの全協のほうで伊藤総務課長のほうからも言われたとおり、職員、町長も含め人件費の中では約1,000万円の増加、それと会計年度任用職員については3,000万円の増加ということで、人件費については約4,000万円程度の追加補正になっているというようなことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、10ページを御覧いただきたいと思います。２款１項１目一般管理費の２つ目の丸です。人事事務事業199万3,000円の中なのですけれども、その下の１つ下のポチです。職員事務一般経費ということで、職員採用試験に伴うＳＰＩ試験の受験料ということで30万3,000円の追加となっております。その下の部分については、会計年度の分なので省略をしていきたいと思いますので、お願いします。

続いて、２款１項３目財政管理費でございます。ふるさと納税事業ということで3,000万円の追加になります。需用費、それと役務費、それとふるさと納税に関するサービス委託料等々を合わせて、ふるさと納税の寄附分が増額になっていくだろうという見込みに対しての経費分の増額でございます。

続いて、11ページをお願いします。２款１項15目基金費でございます。基金管理ということで、合計で4,900万8,000円の追加になるわけなのですけれども、内訳としまして、財政調整基金のほうに積み立てるのが2,341万9,000円、それと減債基金のほうに積み立てるのが2,558万9,000円というような内容になっております。

この減債基金のほうに積み立てる部分については、先ほど歳入でありましたように、12月の普通交付税が9,000万円ほど追加になった部分があるのですけれども、その追加の内容としましては、臨時財政対策債の基金が減債基金に積立てしてねというような内容で来ている部分がありますので、その金額を一応追加で積立てをするというような内容になっております。

続いて、２款１項16目物価高騰対策費でございます。１つ目の丸が商工会商品券の交付事業ということで4,306万2,000円の追加になっております。先ほどの全協のほうで説明しているので、省略させていただきたいと思います。

その下の丸です。同じく物価高騰対策給付金の給付事業で、非課税世帯分ということで4,623万9,000円の追加です。

その次のページを御覧いただきたいと思います。同じく物価高騰対策給付金給付事業のこども加算分ということで239万9,000円の追加でございます。以下、人件費が続きますので、14ページを御覧いただきたいと思います。

３款１項１目社会福祉総務費の中の下から２番目の丸です。民間社会福祉活動事業で103万1,000円でございます。これについては、社会福祉協議会運営補助金の追加になるのですけれども、これについても社協の職員の人件費の追加分ということの補助金の追加になります。

その下の国民健康保険特別会計の繰出金で116万円の追加になっているわけですけれども、これについても役場職員で健康介護課にいる特別会計をやっている職員分の人件費の追加ということでございます。

15ページをお願いします。３款１項２目高齢者福祉費の中の介護保険特別会計繰出金108万7,000円、これも国保同様、特別会計に関係する職員の人件費の増ということになっております。

続いて、３目障害者福祉費です。一番上の障害児（者）自立支援事業の中ですけれども、地域生活支援というのがあります。地域活動支援センターの管理運営委託料で63万6,000円の追加です。これにつきましても、地域活動支援センターで働いている職員の人件費分でございます。

同じように、その下の丸ですね。在宅障害児（者）福祉推進事業の中の障害者デイサービスセンター管理運営委託料で133万2,000円の追加も、同じように職員人件費の部分の追加になります。

16ページから22ページまでが人件費になっておりますので、ずっと飛びまして、23ページを御覧いただきたいと思います。最後のほうになるわけですけれども、10款２項１目学校管理費の中の一番上の丸です。小学校体育館空調設備整備事業で１億3,530万円の追加となります。主なものは、２つ下の空調設備整備工事費ということで１億3,310万円の追加という形になっております。

以下、24ページ、25ページにつきましても人件費ですので、26ページを御覧いただきたいと思います。一番下の部分ですけれども、歳入合計といたしまして３億5,096万2,000円を追加しまして68億7,955万7,000円となるものでございます。

最後に、27ページを御覧いただきたいと思います。地方債の調書になるわけなのですけれども、今回の補正で追加した部分におきましては、一番左側で区分があるわけですけれども、１の（７）教育と書いてある部分があると思います。そこから３つ右に行っていただいて、２億860万円という数字が入っていると思うのですけれども、この中のうち、先ほどの地方債１億930万円が追加をされているというようなものになっております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いしたいと思います。以上です。

○小林武雄議長　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　今回交付税が9,600万円ほど補正で追加されているのですけれども、この地方交付税の配分というのは、要するに国の税収が増収があったので、分けてやろうかというので、その配分が9,600万円ということ。何かこれをどうこうしなさいとかという、そういうのではなくて、要するにただ国がちょっと税収が予定より入ったから、それを地方に配ろうかという金額がこれだったのか。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　お答えいたしたいと思います。

国のほうから来ているのが、要は経済対策、物価高という形があるという部分があって、臨時経済対策費みたいな計算式をつくって、そこで計算したのが１つ。それと、先ほどもこの補正でもメインが人件費の部分があると思うのですけれども、人件費に対する給与改定費の部分で計算をしている。それと、臨時財政対策債の部分で計算をしているという３本立てになっているのですけれども、その中の内訳として、給与の部分は4,142万6,000円という数字が来ています。今回の補正で約4,000万円程度の追加になりますよという説明をしたので、ほぼほぼ同じ。臨時財政対策債については、減債基金に積んでくださいというのが2,600万円程度の数字なのですけれども、それが補正にのっている状況で、臨時経済対策費ということで2,670万円程度が入っている部分なのですけれども、それについては特に今回の補正では使われないので、財政調整基金のほうへ一応積み立てるという形で予算を計上している状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　ということは、ある程度ひもつきということもあるので、こういう金に使われるから、その分でその辺のお金を国から配分したという、そういうことになっているわけ。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　お答えします。

基本的にはそうだとは思うのですけれども、ただ交付税については一般財源なので、一般財源扱いになるので、町のほうとしていろいろ自由に使える部分だとは思うのですけれども、やはり青木議員が言ったように、国のほうが税金がちょっと多くなったので、地方が苦しいから分けるというふうな内容で今回12月、特例で配分されたというような内容でございます。

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　もう一つ、先ほど職員の給与の改定というか、会計年度任用職員は６年度の４月から遡って給料アップするわけね。一般の職員は変わらないのだ。賞与の部分がちょっと変わるのかもしれないけれども。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長、説明を。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　青木議員さんが言った臨時職員さんについて４月から遡りというのは合っています。職員も同じように４月１日から遡って配分されるということで、若年層が２万円程度上がるという形になっているのですけれども、それが要は４、５、６、７、８、９、10、11、12、今回の１月もあれだから10か月分、要は２万円上がったとして、プラス10か月分を掛けて、20万円に対してさらに0.1か月分のボーナスがつくみたいな感じで、２月の給料あたりに出すという方向でいっていると思うので、基本的には臨時職員も職員も同じです。町長とか議員さんについては、基本的に給料が定額なので、12月分のボーナスが0.1か月分だけ上がりますよというふうな内容でございます。

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　ああ、そうか。一般職員も上がっているけれども、たかだか1,000万円ぐらいしか上がっていないと。会計年度任用職員は幅が大きいから3,000万円といったっけ、４月から遡って。一般の

職員も４月から遡っているのね。金額があまり分からないから、会計年度任用職員だけかなと。さっきよく読んで分からなかったからちょっと聞いてみたのですけれども、そういうことね。そうすると、４月１日から遡って給料……何というの、こういうのは。何というのだっけ、これ。

［「引上げですか」と言う人あり］

○11番　青木秀夫議員　引上げというの。遡って適用されるわけね。それがこの中に入っているわけだ。それが正職員は1,000万円しか上がっていないのだ。そういうことね。

○小林武雄議長　それも説明、橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　お答えします。

1,000万円だけ上がっているというのではなくて、当初の予算があって、その中でやはり３月議会に予算を通すわけなので、要は今の時期に大体新たな職員を何人ぐらい採用するかというシミュレーションをするわけです。その中で予算を取っておいて、いざ４月になったときに、意外と若い職員とかが辞めていってしまう部分があって、そういった人の予算も今のところ取っているような状態でずっと来ているわけなのです。その中で、今回の人事院勧告でばんと上がったので、要は総トータルの中で不足した分だけが補正に上がっているという感じなのです。それが職員は1,000万円で足りると。要は辞めていっている職員分の給料が、取りあえず予算として残っている分で、それを配分ができるというような考えでやってもらえれば大丈夫、分かりやすいかなと思うのですけれども、分からないですか。

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　そういう話を聞くと余計分からなくなってしまうのだけれども、そうすると実質は、ではどのぐらい上がっているの。実質というか４月から遡って。

○小林武雄議長　伊藤総務課長。

［伊藤良昭総務課長登壇］

○伊藤良昭総務課長　議員のご質問、実質の増額ということで説明させていただきます。

一般職員、今132人おりますけれども、トータルで給与の分、期末勤勉手当の分、その他負担金を含めまして2,920万円、約2,900万円ほど増額になっております。

なお、会計年度任用職員113名おりますけれども、実質4,050万円、約4,050万円、合わせますと、一般職員と会計年度任用職員では合計6,970万円ほどの実質の増加となります。これは実質でありまして、予算枠については不足に対して一般職は約1,000万円を今回増やさせていただいて、会計年度任用職員については3,000万円を増やさせていただいたというような状況です。合わせて4,000万円です。

○11番　青木秀夫議員　会計年度任用職員の4,000万円なの、増額分が。

○小林武雄議長　伊藤総務課長。

［伊藤良昭総務課長登壇］

○伊藤良昭総務課長　会計年度任用職員の増額分は4,050万円、4,000万円の実質の増ということになります。

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　前に1,000万円か何か残っていたから、今回は3,000万円上がったと、そういう計算ね。内訳分からないので全然分からないよね、聞いてもね。前にこれだけ金があったから、不足分が3,000万

円だと。一般職員の場合は1,000万円で間に合ってしまったと。実際は3,000万円ぐらい上がっているということ。会計年度任用職員と正職員を合わせて約7,000万円ぐらい、令和６年度分で給与とか職員経費が上がっていると、そういうことね。分かりました。

○小林武雄議長　その他質疑ありませんか。

藪之本議員。

○３番　藪之本佳奈子議員　３番、藪之本です。よろしくお願いします。

10ページ、歳出のところでちょっと質問させていただきます。２款１項３目、これはふるさと納税事業の歳出のところで、一番下です。ふるさと納税事務支援サービス委託料860万円追加になっているのですけれども、ちょっとこれ詳しく教えていただけますか。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　お答えしたいと思います。

この860万円、委託料については、中間の事業者がいらっしゃるのです。その人たちに払う委託料みたいな形の金額になります。860万円。基本的にふるさと納税については、寄附額に対して50％分ぐらいがいろいろ商品の経費として考えられております。だから、町で１億円入ってきた場合については、大体5,000万円程度が支出で出るというふうに考えていただければ大丈夫なのですけれども、今回の補正については、一応収入が3,000万円で歳出も3,000万円なのですけれども、実際今板倉町で入ってきている収入額が、ふるさと納税で１億3,000万円は突破しているような状況なのです。その分の歳入を追加しています。ただ、まだ１月、２月、３月という期間があるわけですから、それで１億3,000万円で同じように50％で動いた場合になると、今度支出する分が足らなくなってしまうので、支出の分については、歳入はちょっと控え目で考えていて、支出はちょっと多めに、あと2,000万円ぐらい余力ができるような歳出ということで、今回この3,000万円を計上させていただいたわけでございます。その中の860万円については中間管理事業に対する委託料というふうな内容でございます。

以上です。

○小林武雄議長　藪之本議員。

○３番　藪之本佳奈子議員　ありがとうございます。そうすると、その中間管理事業のところへの委託料ということになるのですけれども、今後ふるさと納税の納税額が上がってくると、それも今後もどんどん上がっていくという認識で、歳出が上がっていくという認識になっていくのでしょうか。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　そうです。基本的に歳入があった場合については50％の支出がどうしても伴いますので、同じように上がっていくような考えでいいと思います。だから要は、中間管理が頑張れば頑張るほど、ふるさと納税も上がっていっている状況は状況なのですけれども。

○小林武雄議長　その他。

亀井議員。

○７番　亀井伝吉議員　亀井です。よろしくお願いします。

先ほどの小学校の体育館のエアコンの関係なのですけれども、ガスヒートポンプを使うというお話だったのですけれども、メリット、ランニングコストはそんなにかからないというお話なのですけれども、施設を造る場所がかなり必要だということを聞いたのですが、その辺検討してガスヒートポンプにしたのでしょうか。

○小林武雄議長　小野寺教育委員会事務局長。

［小野寺雅明教育委員会事務局長登壇］

○小野寺雅明教育委員会事務局長　お答えをいたします。

その場所につきましては、確かにバルクタンクとか室外機の場所は必要なのですが、特に今ある学校で、それがないというところはないので、それももちろん考慮した上でガスは決定はしております。

○小林武雄議長　亀井議員。

○７番　亀井伝吉議員　町なかと違って板倉は広いですから、そういう設備を置くところはあると思うのですけれども、ガスもプロパンガスが使える、聞いています。ですから、都市ガスではなくてプロパンガス、板倉町はプロパンガスが来ていますけれども、あそこからまた配管するのは大変ですよね。都市ガスもまた大変ですよね。そうすると、プロパンガスが使えるらしいのですけれども、その辺も聞いていますか。

○小林武雄議長　小野寺教育委員会事務局長。

［小野寺雅明教育委員会事務局長登壇］

○小野寺雅明教育委員会事務局長　今回のガスにつきましては、バルクタンクといったタンクを設置しまして、そちらにガスの事業者が充填をするような、ＬＰガスを使うのですが、大きなタンクを設置しまして、そのタンクにガスを入れて、そのガスを使う。後々何年後になるか分からないのですが、もしも都市ガスが来た場合も、そちらにも対応できるような機器を設置したいというふうには考えています。

○小林武雄議長　亀井議員。

○７番　亀井伝吉議員　将来性を考えて、ランニングコストもそんなにかからないということですので、初期投資はちょっとかかるみたいですけれども、そういう検討をした結果だと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○小林武雄議長　質疑ありませんか。

青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　ついでにちょっと聞きたいのですけれども、４ページの繰越明許費なのですけれども、これは令和７年度に使うわけですよね。６年度中の３月までにこのお金が入ってくるわけですね。橋本さん、そういうことね。お金は６年度中に入ってくると。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　お答えします。

繰越明許費については、今回は全額繰越しさせていただくわけなのですけれども、今の１月から３月部分については、この中のお金は使うことは可能なのです。使った部分に対しての補助金とかというのは、６年度中にもらう部分もあると思いますし、全部繰り越したので、歳入の部分についても７年度にもらうという方法もできる部分はあります。だから、要はいろんなパターンというか、全部繰り越して、まるっきり６年

度は何もせずに７年度から事業をするというのは全然オーケーですし、今現在、今回議決もらえたわけですから、１月から３月までの間は、この事業費の中で動くことは可能は可能です。最終的に５月の報告のときには、余った部分だけを繰越ししますよというふうな報告はさせていただいていると思うので、そういった形で繰越明許はやっているところでございます。

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　聞いているとややこしくて分からなくなってしまう。もっとすっきりとシンプルに何か話できない、これ。いろんなケース・バイ・ケースで、いろんなことがあるみたいですけれども、一つのワンパターンな例として、簡単に言うとこういう例なのですよと。いろんなケースがあるのだろうと思うのだよ。だから、１つ例として、繰越明許というのはこういうふうにして使うのだよというのを簡単に分かりやすく。例え話でもいいよ。ややこしい話になると、聞いていると分からなくなってしまうから。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　では、４表の一番上の商工会商品券の関係でちょっと言ってみるとすると、4,306万2,000円を繰り越すわけなのですけれども、例えば商品券を印刷をして、町内の皆さんに郵便で配達するとするではないですか。それが例えば端数の306万2,000円かかったとします。その分については６年度の支出ができるというふうな内容です。残った4,000万円については、基本的には換金をした部分になるので、当然７年度に入ってから換金をする4,000万円を７年度のほうに全部繰越しをして、そこから７年度分の繰越分として支出をしていくというふうな内容になるわけなのです。分かりますか、分からないですか、大丈夫ですか。

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　4,000万円というのは、３月までに国から来るわけね。

○橋本貴弘企画財政課長　これについては、はい。でも、７年度の実績を出してからでないといけないので、７年度の実績を出してからでないと国の補助金とかは来ないので、基本的に国にもそういう繰越しをしていますよという報告はします。６年度と７年度……

○小林武雄議長　青木秀夫議員。

○11番　青木秀夫議員　そうすると、それまでは町が立て替えて払うわけ、つなぎに。

○橋本貴弘企画財政課長　そうです。

○11番　青木秀夫議員　つなぎに払っておいて、それから後になってから国にこれだけ使いましたよって請求してもらうのだ。

○橋本貴弘企画財政課長　実績報告を出してそれをもらうと。

○11番　青木秀夫議員　そういうややこしいのだ。

○橋本貴弘企画財政課長　それが７年度に入ってくると。

○11番　青木秀夫議員　私は単純に繰越明許費というのは、３月なら３月までにお金が来て、例えばさっきの体育館の工事みたいに、工事は来年度やるから、どこかにプールしておいて、使うときに町から出すと。その前に来ているのかなと思った。そういうのもあるのでしょう、繰越明許費というのは。金が先に来てしまっていて、まだ工事するのが来年度になってしまうから、お金が先来ているけれども。

○橋本貴弘企画財政課長　なかなか国のほうの補助金をもらうのに先にもらうというのはあまりないと思うのです。やはり実績を、やった後に対して実績報告を出して、国が認めた場合に補助金として入ってくる。基本的には補助金の流れはそういう形になります。

○11番　青木秀夫議員　その間のつなぎとか、町のお金で払って、後で終わってから、完了してから……

○小林武雄議長　一旦座ってください。

まとめて青木議員、質問してください。

○11番　青木秀夫議員　まとめると能力ないから、一問一答で聞かないと分からないから。そういうことが一般的なケースなのだ。一回お金あげますよと言うけれども、金は来ていないのだ。こっちがそれをもらえる予定でいろんな事業をして、事業が完了した後に幾らお金を使いましたよと言うと後から来ると。そういうことか。なるほどね。

○小林武雄議長　橋本企画財政課長。

［橋本貴弘企画財政課長登壇］

○橋本貴弘企画財政課長　青木議員が言ったとおりで合っています。だから、基本的に補助金自体は、ある程度町のほうで実績報告を出さないともらえないと。向こうが確定というか承認してもらわないと駄目なので、基本的にはやりくり、やっているのは全部一旦は一般財源でやりくりをして、最後に収入として入ってくるというような流れです。

［「はい、分かりました。ややこしいね」と言う人あり］

○小林武雄議長　質疑ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　討論を終結いたします。

これより議案第４号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

［起立全員］

○小林武雄議長　起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議案第５号　令和６年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議案第６号　令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○小林武雄議長　日程第７、議案第５号　令和６年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について及び日程第８、議案第６号　令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第３号）を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

［小野田富康町長登壇］

○小野田富康町長　議案第５号及び議案第６号につきましては、人事院勧告に準じた人件費予算の増による補正予算でありますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第５号　令和６年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第３回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億3,459万6,000円とするものです。

歳入につきましては、繰入金に116万円、歳出につきましては、総務費に116万円をそれぞれ追加するものです。

以上で令和６年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

次に、議案第６号　令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第３回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ276万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7,029万2,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金に80万円、県支出金に40万円、繰入金に108万7,000円、繰越金に48万円をそれぞれ追加するものです。

歳出につきましては、総務費に68万7,000円、地域支援事業費に208万円をそれぞれ追加するものです。

以上で令和６年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

以上、議案第５号及び議案第６号について一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長　説明が終わりました。

初めに、議案第５号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　討論を終結いたします。

これより議案第５号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

［起立全員］

○小林武雄議長　起立全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○小林武雄議長　討論を終結いたします。

これより議案第６号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

［起立全員］

○小林武雄議長　起立全員であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

○町長挨拶

○小林武雄議長　以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

［小野田富康町長登壇］

○小野田富康町長　今ほどは６つの議案、通していただきましてありがとうございました。今回は補正、人件費の増というのが大きかったのですけれども、人件費が上がって、物価が上がっている以上に賃金が上昇することによって経済が回っていくというのもありますので、出ていくお金は多くなるわけですけれども、それがひいては国、県、町の経済にとっていいことであるように、うまく消費に向かっていってくれればいいのかなというふうに思っております。

昨年は、よく能登半島地震の話から始まっていたわけなのですけれども、今年は穏やかな年明けということで、皆さんもお元気に今日は全員出席をしていただいて、ご審議をいただいたところであります。ただ、職員のほうでもインフルエンザ、コロナというのが若干はやっておりまして、年末も総務課のほうで大分お休みされている方もいて、今日もちょっとたまたま佐山課長も調子が悪いということで欠席ということで、代わりの係長に出席をしていただいております。

野菜の価格も上がって、米の値段も上がってということで、気候が原因かなとよく思われている部分もあるのですけれども、今年は確かに冬は寒くて、やっと昨日、今日ぐらいは朝がちょっと暖かかったのかなというようなことも感じているところなのですけれども、野菜の値段についても、じきに落ち着いてくるだろうとは言われておりますが、逆に板倉名産のキュウリの値段は下がるのが早かったというような形で話は聞いておりますので、できればもう少し高値でいってくれると生産者の方も安心できたのかなというふうに思っているところでもあります。

気候が今までとちょっと変わってきている部分もありますので、皆様もご自愛いただきながら過ごして、議員活動を頑張っていっていただければというふうに思っております。

今日は大変どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

○閉会の宣告

○小林武雄議長　以上をもちまして令和７年第１回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉　会　　（午後　２時２６分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和７年３月２８日

板倉町議会議長　　小　　林　　武　　雄

①署　名　議　員　　延　　山　　宗　　一

②署　名　議　員　　市　　川　　初　　江